

S. スローター, G. ローズ著
成定薫監訳

『アカデミック・キャピタリズムとニュー・
エコノミー：市場, 国家, 高等教育』

(法政大学出版局, 2012年, 537頁)

藤村 正司 (広島大学)

10年前に国立大学が法人化され、運営費交付金が漸減することが分かった時、これからは国立大学も自分で稼がねばと同僚達とアイデアを出しあったことがある。キャンパス内に有料の立体駐車場を作ってはどうか、高齢者専用のマンションを建てて有料で授業を聴講させてはどうか、一般市民の図書館カードは有料にしたらどうか、海が近いから夏期休暇だけ教室を民宿にしてはどうか。結局、建物ができたのはローソンだけだった。

むろん、法人化と関係なく教員は授業のテキストと称して学生に自著(専門書)を購入させている(専属市場)。今日では、どこの大学もロゴマークを作り、大学生協と提携してオリジナルグッズを棚に置き、農学部は栽培した作物の一部を直販している。試験や学会開催目的で教室を使用する際には、施設使用料を課している。法人化後の国立大学は、準運営費交付金として外部資金による「間接経費」の獲得を教員に鼓舞している。また、全学的な同窓会を組織化し、周年事業には積極的に寄付金キャンペーンを行い、小口の寄付金も募るようになった。大学も教員も、大なり小なり市場と取引し、歳入増に努めているのである。

しかし、スローターとローズが『アカデミック・キャピタリズムとニュー・エコノミー』で著していることは、大学と市場の取引といっても、殿様商売や乞食商法とは比べられないほど規模も範囲も狭い。市場に売っているのが、ノンアカデミックなグッズだけではない。何よりも大学の教育、研究、サービス機能にわたって教員が生み出した教材(著作権)や研究(特許)という大学の中核にある知識そのものである。

このような「大学売り」の背景には、イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリアの研究大学の歳入を詳細に検討したスローターとレスリーの *Academic Capitalism* (1997) が明らかにしたように、州政府の財政危機による大幅な歳入減と、レーガン政権初期の1980年に通過したバイ＝ドール法がある。バイ＝ドール法によって大学や企業に対して連邦政府の研究開発費によって生まれた発明の権利が認められ、大学にとって市場に賭けるチャンスが生まれた。しかし、スローターが新たに社会学者のローズと書いた本書が広範な前著と異なるのは、アメリカの非営利大学を単に外部資金を稼ぐ「企業化される」存在としてではなく、何よりもアカデミック・キャピタリズムを推進するアクターとしてみなしていることである(17頁)。

ここでアカデミック・キャピタリズムとは、カレッジや大学の内部に、複雑で新しいネットワークが組織の隙間に生まれて、それが大学外部のグループと連携して、新しい組織を作り、古い組織を再編し、大学の目的を定義し直し、その結果、新しい知識情報経済と統合することによって作り出される知と学問(知識/学習/消費)の体制(regime)である(374頁)。

周知の通り、アメリカでは1980年代のレーガン政権以後、2大政党にまたがる議員同盟によって研究の私有化と商業化を法律で定め、福祉政策を見直すとともに、国

家の庇護の下に知識経済を強力に推し進めた。本書は、こうした新自由主義経済政策の下で醸成されたニュー・エコノミーがアメリカの高等教育機関の再構築に与えた影響を描写した実証的な研究である。もともと、タイトルにあるニュー・エコノミー論それ自体は背後に退いているが、フーコーの「訓練・監視」体制論、カステルのインフラパワー論、アルチセールやグラムシの国家論、カルチュラル・スタディーズを交えた社会学的構想力の成果である。

12章からなる本書だが、最後の第12章「アカデミック・キャピタリズム的な知と学問の体制」が、全体の優れた要約になっている。全体像を知るには、12章を先に読めばよい。第1章でアカデミック・キャピタリズムの理論の射程が示され、第2章でレーガン政権下の民生技術の研究開発に向けた「競争力法案」を皮切りに、複数の連邦法に関する投票行動の分析から、著者はアカデミック・キャピタリズム的な知と学問の体制が強固に構築されていることを明らかにしている。第3、4章では、特許政策の法整備と教員の語りから公共性のゆらぎや利益相反の問題が論じられる。

第5、6章では教材やコースワークを対象にした著作権政策によって大学が知の新しい回路に組み込まれ、学内で知財や著作権管理の専門家がが増え、管理能力が強化されていることが明らかにされている。第7章では財政圧力の下、アカデミック・キャピタリズム的な知が学科レベルまで深く浸透するが、教員には齟齬があることが指摘されている。第8章では研究大学の学長が参画する非営利のコンソーシアムであるインターネット2を事例に、知の新しい回路がクローズアップされる。第9章で、理事(研究企業の役員)を通じたトップ大学と企業の権力ネットワークが分析される。

学生市場をめぐる大学間の競争については、まず第10章で、アマチュアスポーツを媒介にした大学と企業の細部にわたる契約が検討され、商標・ロゴ・マスコットによって市場化と母校への忠誠心の融合が生まれていると指摘する。第11章で、高額な授業料に耐えられる学生専属市場の開拓が、結果として学生市場の分断化(階級化)を出現させたことを社会学的視点から論じている。

総じて、特許政策、著作権、学生スポーツ、奨学金政策など、これまで個別に議論されていたトピックが「アカデミック・キャピタリズムの理論」のもとに書き直され、なぜどのようにして大学が稼げる研究に関わり、知を私有化するようになったのか、そして大学内部の力関係がどう変わるのか、紆余曲折しつつ論じている。換言

すれば、アカデミック・キャピタリズムという知の体制の中に、大学機関、組織、教員、学生、管理者、そして専門職が日常的に統合され、公的機関、非営利の大学、企業との境界が溶解し、公的部門と市場部門を架橋する隙間組織が形成されていくプロセスが、検討されているのである。

評者は、なぜ学長の給料が高騰するのか（企業のCEOと同じ権限）、高授業料・高奨学金政策になるのか（授業料は用途が自由）、管理・専門支援員の人件費が膨れるのか納得させられた。とくに、マートン／ブッシュモデルによる古典的な「知の共有化」とアカデミック・キャピタリズム的な知を対比させつつ、特許取得を促す複雑に絡まった法律、政策、規則、規制を整理し、教員の語りを分析した第3章「特許政策」と第4章「特許政策の影響」は、本書の白眉だと思う。

ただし、本書を通じて気になったのは、以下の4点である。第1は、堤未香『(株) 貧困大国アメリカ』を読んだ後にこの書評を書いたためか、著者の新自由主義に対する楽観的なスタンスである。著者の仮想敵は、新自由主義国家だと認識していたが、第12章の以下の一節に出くわした途端、面食らった。

「資本主義に多くの形態があるように、アカデミック・キャピタリズムにも多くの形態があり得る¹⁾（注は評者）。アカデミック・キャピタリズムが自由放任でなければならないというわけではない。アカデミック・キャピタリズムは、収入を最大化することだけを目指すのではなく、知的財産や教育サービスの社会的便益の増大を目指すこともできる。カレッジや大学が収入獲得に努力することが、恵まれない人々のアクセスや増加や、女性やマイノリティの機会拡張にもつながることもあり得る」（490頁：下線評者）。

この引用箇所は、新自由主義経済学の唱える「トリクルダウン」説を肯定するようにも読める。しかし、アカデミック・キャピタリズムが社会的便益を生み出すのかの検証は、著者の指摘するように差別撤廃措置の展開と擁護における、理事のネットワークの役割を調査しなければならないのであろう（373頁）。もっとも、「知的財産から得られた収入の一部を学士課程教育に振り向けるための政策などが構築されなければならない」（493頁）は、アメリカの学生のクリティカル・シンキングの伸び悩みを指摘したアルムとロクサの実証研究からも同意できる²⁾。

第2は、第1と関連するが、増加した大学院生の処遇である。Ph.Dの供給過剰については、日本のみならず、

広く問題視されている³⁾。連邦政府の研究費を獲得するため、実験室でデータを出し、多くの共著論文を書いたはずのPh.Dのキャリアパスについての考察がパスされていると思う。

第3は、管理的専門職の増加の解釈である。知の新しい回路や隙間組織による公的部門と市場を繋ぐ媒介のためのネットワークが専門的能力をもつ職員を拡大させたこともあろう。加えて、マシーとゼムスキーが指摘したように、研究に専念したい（ティーチングを軽視する、会議に不平をこぼす）教員が裁量時間を確保するために、本来担当すべき管理業務を放棄したため、専門職員や管理的教員が増加したという解釈もできると思う⁴⁾。いずれにせよ、教育経費の減少と専門職・管理職の人件費増によって失われた大学のアカデミックな雰囲気を取って代わったのが、豪華なキャンパスとスポーツチームなのであろう。

第4は、教員の職能発達の点である。どのような教員が何を契機にアントレプレナー的役割を取得し、市場のチャンスに賭けるのかという点である。威信の高さなのか、研究費不足なのか、企業出身の同僚の影響なのか、学会で認知された教員なのか、そうでない教員なのか。この点を明らかにするには、データが必要である。

とは言え、規制緩和と財政難の下で高等教育が公共財としての特徴である非競合性仮説（Aさんの消費がBさんの消費を妨げない）は、ナイーブに過ぎるのであろう。戦時中、科学研究開発局長のブッシュがルーズベルトから諮問を受けてまとめた報告書『科学—終わりのないフロンティア』の第2部には「科学と公共福祉」が当てられている⁵⁾。だが、アカデミック・キャピタリズムの趨勢に当面して、マートンの規範論とともに基礎研究は商業化から独立性を確保すべきと言うのは、もはや時代錯誤なのかもしれない。高等教育が公共財（非市場性）であるのか、選択財（市場性）であるのかの境界線は、著者の指摘するように時代や社会関係（市場、国家、高等教育）によって変わるのである。

しかし、そうだとすれば、ここには再び規範としての「学問の自由」、とりわけ「研究財源上の自由」が問い直されることになる。このことに関わって、かつて法学者の高柳信一が以下のように述べている。

「学問の自由」論の内実、金銭の支配力と対抗関係において、いかにして研究の自由を確保するかという問題であったということ、換言すれば、学問研究に対する強い関心の経済的表現として現に存する国家・社会の研究資金の提供用意を、いかにして学問自身に内在する原

理の観点から統御するかという問題であったということを示している⁶⁾。

アカデミック・キャピタリズムが避けがたいものではないにしても、歳入減のなか抵抗しがたい誘惑と圧力をもって学問共同体内部に持ち込まれる。それに対するアメリカの選択を本書によって知ることができる。ただし、アカデミック・キャピタリズムは外圧ではなく、アクターが様々な資源とチャンスを利用することで大学のあらゆる局面で市場化が埋め込まれていること、いわば「敵は我にある」ことを物語っているのである。

最後に、アメリカ社会の文脈とディテイルに踏み込んだドキュメントを、日本語で読めるように翻訳された訳者の労に敬意を表したい。

【注】

- 1) 米国とは異なる日本流アカデミック・キャピタリズムの可能性と方向性については、G. ローズ「米国学術資本主義は日本のためになるか? : 課題, 費用, 選択」『高等教育の市場化における大学団体の役割と課題』(高等教育ガバナンスにおける大学・専門職団体の機能に関する国際比較研究成果報告書: 代表 羽田貴史, 2008, 1-24頁) を参照。
- 2) R. Arum & J. Roksa, (2011) *Academically Adrift*, The University of Chicago Press.
- 3) D. Cyranoski, N. Gilbert, H. Ledford, A. Nayar & M. Yahlia, (2011), Education: Ph.D Factory, *Nature*, 472, pp.276-279.
- 4) W. Massy & R. Zemsky, (1994) "Faculty Discretionary Time: Departments and the "Academic Ratchet"," *Journal of Higher Education*, Vol. 65(1), 1-22.
- 5) Bush, V., (1944) *Science-The Endless Frontier*, National Science Foundation, pp.18-19.
- 6) 高柳信一 (1983) 『学問の自由』 岩波書店, 113頁。